

経営事項等審査基準

事項名		審査方法			
客観的事項		建設業法第27条の23第2項の経営事項審査による。			
発注者別評価	工事成績	工事成績 平均点	69点以下	70点以上 75点以下	76点以上
		付加点	70点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）	0点	75点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）。この場合において、付加点の上限値は、客観的事項による評点に0.15を乗じた点数までとする。
	指名停止	決算日前2年間に於いて、指名停止を受けた者は、指名停止期間の月数（1月に満たない場合は切上げ）に0.02を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数（小数点以下四捨五入）を100点を限度に減ずる。			
	優秀工事表彰	決算日前1年間に於いて、優秀工事表彰を受けた者は、表彰を受けた建設工事の契約の種類に対して30点を加える。			
	技術職員数	希望する建設工事の契約の種類ごとに、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）第一の三に規定する技術職員の数に次に掲げる点数を乗じ、それらを合算した点数を80点を限度に加える。 (1) 1級監理受講者 6点 (2) 1級技術者 5点 (3) 監理技術者補佐 4点 (4) 基幹技能者等 3点 (5) 2級技術者等 2点 (6) その他の技術者 1点			
	障害者雇用	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしている者に対して20点を加える。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務がある者 同法に基づく障害者雇用率を達成していること。 (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用義務がない者 1年間以上継続して雇用している障害者を1人以上雇用していること。			
	建設業労働災害防止協会	建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して5点を加える。			
	エコアクション21	エコアクション21の認証・登録がされている者に対して5点を加える。			
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加える。			
	障害者就労施設等からの物品等調達	申請日の属する月の前月末日以前1年間に於いて、市内の障害者就労施設等から20万円以上の物品等を調達した者に対して5点を加える。			
災害協力	消防団活動への協力	従業員が消防団員として2人以上入団している事業所で、消防団協力事業所として認定を受けているものに対して10点を加える。			
	地域貢献	ながさき型地域貢献企業等の認定を受けている者に対して10点を加える。			
	防災協定	本市と大規模災害発生時における支援活動に関する協定書を締結した団体に所属し、大規模災害発生時に一定の役割を担う者であつて、かつ、決算日前1年間に於いて、団体から活動実績（防災訓練への参加又は資機材の保有状況の確認を行う等）の報告があつた者に対して10点を加える。			
災害協力	災害表彰	決算日前1年間に於いて、長崎市災害緊急対応等功労者表彰要綱（令和3年長崎市告示第641号）第4条の規定による表彰を受けた者に対して10点を加える。			

留意事項

- 1 希望する建設工事の契約の種類ごとに客観的事項及び発注者別評価の審査を行い、客観点及び発注者別評価点を算定し、それらの点数を合算した数値を総合数値として業者の認定、更新認定、再認定及び工種の追加登録を行う。
- 2 工事成績における評価対象工事は、請負代金額が130万円を超えるものとし、建設工事の契約の種類ごとに、決算日前2年間ににおける工事成績の平均点（小数点以下四捨五入）により算定する。
- 3 優秀工事表彰、技術職員数、障害者雇用、建設業労働災害防止協会、エコアクション21、一般事業主行動計画、障害者就労施設等からの物品等調達、消防団活動への協力、地域貢献及び災害協力に係る発注者別評価の審査は、市内業者についてのみ行う。